

南相馬市～工事等設計書～

起工月	令和 8 年 6 月		工事概要	測量業務
契約番号	2026000552			公図等の転写 N=1式
路線名				設計業務
工事等名	南相馬市水道事業 河川占用申請書類作成業務委託			設計協議 N=1式
				現地調査 N=1式
工事等場所	南相馬市 一円		関係機関との協議資料作成 N=1式	
総工事費	当初請負		仕様概要	1 設計図書及び標準仕様書に準ずること
	当初設計			2 詳細は監督員の指示によること
	変更請負			
	変更設計			
工 事 費 総 括 表				
費 目	金 額	工 事 価 格	消費税相当額	摘 要
本工事費				
附帯工事費				
測量及び試験費				
用地費及び補償費				
機械器具費				
営繕費				
工事雑費				
工事費				
事務費				
事業費				

最低制限価格の設定(算定)について

南相馬市水道事業河川占用申請書類作成業務委託

今回の入札において、最低制限価格を下記の計算式に基づき設定しております。

※該当工事(業務委託)には ☒ の表示をしております。

工事関連業務委託に伴う最低限必要な費用＝P(最低制限価格)

※下記の業種における設定範囲内で算出(1千円未満の端数は切り捨てる)した額に、消費税額を加算した額を最低制限価格(P)とする。ただし、上記の設定範囲を上回った(下回った)場合には、それぞれ設定範囲の上限(下限)値とする。

※「直接人件費」、「直接経費」、「諸経費」、「その他原価」、「一般管理費等」及び「技術料等経費」等、各経費項目によらない業務については、各設定範囲内で適宜の割合とする。

※ 業務を一括発注する場合(例えば、測量設計業務委託など)は、それぞれの算定式により算出された額の合計額とする。

☒ 測量業務

設定範囲	予定価格(入札書比較価格)の60%～82%
算 定 式	直接測量費＋(諸経費×50%)

※諸経費＝間接測量費＋一般管理費等

☐ 土木及び建築関係コンサルタント業務

設定範囲	予定価格(入札書比較価格)の60%～81%
算 定 式	【土木設計】 直接経費＋(その他原価×90%)＋(一般管理費等×50%)
	【建築設計】 直接人件費＋特別経費＋(技術料等経費×60%)＋(諸経費×60%)

☐ 地質調査業務

設定範囲	予定価格(入札書比較価格)の2/3～85%
算 定 式	直接調査費＋(間接調査費×90%)＋(解析等調査費×80%)＋(諸経費＋その他原価＋一般管理費等)×50%

☐ 補償関係コンサルタント業務

設定範囲	予定価格(入札書比較価格)の60%～81%
算 定 式	直接人件費＋直接経費＋(その他原価×90%)＋(一般管理費等×50%)

☐ その他の業務委託等

設定範囲	予定価格(入札書比較価格)の60%～80%で適宜の割合
------	-----------------------------

最低制限価格の設定(算定)について

南相馬市水道事業河川占用申請書類作成業務委託

今回の入札において、最低制限価格を下記の計算式に基づき設定しております。

※該当工事(業務委託)には ☒ の表示をしております。

工事関連業務委託に伴う最低限必要な費用＝P(最低制限価格)

※下記の業種における設定範囲内で算出(1千円未満の端数は切り捨てる)した額に、消費税額を加算した額を最低制限価格(P)とする。ただし、上記の設定範囲を上回った(下回った)場合には、それぞれ設定範囲の上限(下限)値とする。

※「直接人件費」、「直接経費」、「諸経費」、「その他原価」、「一般管理費等」及び「技術料等経費」等、各経費項目によらない業務については、各設定範囲内で適宜の割合とする。

※ 業務を一括発注する場合(例えば、測量設計業務委託など)は、それぞれの算定式により算出された額の合計額とする。

☐ 測量業務

設定範囲	予定価格(入札書比較価格)の60%～82%
算 定 式	直接測量費＋(諸経費×50%)

※諸経費＝間接測量費＋一般管理費等

☒ 土木及び建築関係コンサルタント業務

設定範囲	予定価格(入札書比較価格)の60%～81%
算 定 式	【土木設計】 直接経費＋(その他原価×90%)＋(一般管理費等×50%)
	【建築設計】 直接人件費＋特別経費＋(技術料等経費×60%)＋(諸経費×60%)

☐ 地質調査業務

設定範囲	予定価格(入札書比較価格)の2/3～85%
算 定 式	直接調査費＋(間接調査費×90%)＋(解析等調査費×80%)＋(諸経費＋その他原価＋一般管理費等)×50%

☐ 補償関係コンサルタント業務

設定範囲	予定価格(入札書比較価格)の60%～81%
算 定 式	直接人件費＋直接経費＋(その他原価×90%)＋(一般管理費等×50%)

☐ その他の業務委託等

設定範囲	予定価格(入札書比較価格)の60%～80%で適宜の割合
------	-----------------------------

総括情報表

頁0-0001

事務所 設計書名 変更回数 事業名 適用単価区分 適用単価地区 単価適用日	D1 南相馬市 業務委託設計書 当初 00000000000 0 1 実施単価 71 S (相双1) 地区 00-08.06.01(0)		
諸経費体系 ファイル名	4 業務委託 00000000000当初水管橋占用資料作成業務委託		
	当 世 代		前 世 代
前払率 測量調査発注区分 冬期割増 設計発注区分 旅費交通費区分 電子成果物作成費(X6)	30 00 建設コンサルタント 00 冬期割増なし 00 建設コンサルタント 09 積上げ 01 予備・詳細設計		

工種条件

条件	条件値	名称
A 水替費区分	0	水替費なし
	1	水替費あり
B 山林砂防工置き換え区分	0	山林砂防工置き換えなし
	1	山林砂防工置き換えあり
C 特殊勤務費[円]		

測 量 及 び 試 験 費 内 訳 表

頁0-0002

費目・工種・施工名称など	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
測量費					X1000
直接測量費					Y1S41110110
調査・計画業務					Y2S46211100
直接原価					Y3645
調査費					Y4645
公図等の転写（地積測量図以外）	5.4	h a			V0110 00 施工 第0 -0001号表
公図等転写連続図作成	5.4	h a			V0120 00 施工 第0 -0004号表
電子成果物作成費（F）		式			Z0014
直接経費計					
直接測量費計					
諸経費		式			
測量業務価格					

測 量 及 び 試 験 費 内 訳 表

頁0-0004

費目・工種・施工名称など		数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
設計業務						X6000
設計業務費 直接原価（直接経費を除く直接原価）						Y1S46111100
設計業務						Y2646
設計業務						Y3646
設計業務						Y4646
設計協議 中間3回						V0210 00
		1	業務			施工 第0 -0005号表
現地調査						V0220 00
		34	箇所			施工 第0 -0009号表
関係機関との協議資料作成						V0230 00
		34	箇所			施工 第0 -0010号表
電子成果物作成費(D)						Z0014
			式			
直接経費計						
直接原価						
その他原価						
			式			

測 量 及 び 試 験 費 内 訳 表

頁0-0005

費目・工種・施工名称など		数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
業務原価						
一般管理費等						
			式			
業務価格						
業務委託料 (まるめ)						
業務価格計						
消費税等相当額計						
			式			
委託費計						

施 工 内 訳 表

頁0-0006

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
公図等の転写（地積測量図以外） V0110	1	h a			施工 第0 -0001号表 特単単価適用日：08年06月01日
内業	1	式			V0111 施工 第0-0002号表
外業	1	式			V0112 施工 第0-0003号表
機械経費	1.0	%			#01
材料費	2.0	%			#02
*** 単位当たり ***	1	h a			

内業 V0111	1	式			施工 第0 -0002号表 特単単価適用日：08年06月01日
測量技師補 （内業） [60%]	0.4	人			R5030
測量助手 （内業） [55%]	0.4	人			R5040
*** 単位当たり ***	1	式			

00000000000

南 相 馬 市

金抜き

施 工 内 訳 表

頁0-0007

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
外業 V0112	1	式			施工 第0 -0003号表 特単単価適用日：08年06月01日
測量技師補 （外業） [60%]	0.3	人			R1030
測量助手 （外業） [55%]	0.3	人			R1040
*** 単位当たり ***	1	式			
*****					*****
公図等転写連続図作成 V0120	1	h a			施工 第0 -0004号表 特単単価適用日：08年06月01日
測量技師補 （内業） [60%]	0.5	人			R5030
測量助手 （内業） [55%]	0.5	人			R5040
材料費	1.0	%			#03
*** 単位当たり ***	1	h a			

00000000000

南 相 馬 市

金抜き

施 工 内 訳 表

頁0-0008

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
設計協議 V0210 中間 3 回	1	業務			施工 第0 -0005号表 特単単価適用日：08年06月01日
第一回打合せ	1	式			V0211 施工 第0-0006号表
中間打合せ	1	式			V0212 施工 第0-0007号表
最終打合せ	1	式			V0213 施工 第0-0008号表
*** 単位当たり ***	1	業務			
*****					*****
第一回打合せ V0211	1	式			施工 第0 -0006号表 特単単価適用日：08年06月01日
主任技師 (内業) [55%]	1	人			R5430
技師 (A) (内業) [55%]	1	人			R5440
*** 単位当たり ***	1	式			

00000000000

南 相 馬 市

金抜き

施 工 内 訳 表

頁0-0009

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
中間打合せ V0212	1	式			施工 第0 -0007号表 特単単価適用日：08年06月01日
技師（ A ） （内業） [55%]	3	人			R5440
技師（ B ） （内業） [55%]	3	人			R5450
*** 単位当たり ***	1	式			
*****					*****
最終打合せ V0213	1	式			施工 第0 -0008号表 特単単価適用日：08年06月01日
主任技師 （内業） [55%]	1	人			R5430
技師（ A ） （内業） [55%]	1	人			R5440
*** 単位当たり ***	1	式			

00000000000

南 相 馬 市

金抜き

施 工 内 訳 表

頁0-0010

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
現地調査 V0220	1	箇所			施工 第0 -0009号表 特単単価適用日：08年06月01日
主任技師 (外業) [55%]	0.28	人			R1430
技師 (A) (外業) [55%]	0.28	人			R1440
技師 (B) (外業) [55%]	0.28	人			R1450
*** 単位当たり ***	1	箇所			
*****					*****
関係機関との協議資料作成 V0230	1	箇所			施工 第0 -0010号表 特単単価適用日：08年06月01日
技師 (B) (内業) [55%]	0.7	人			R5450
技師 (C) (内業) [55%]	0.7	人			R5460
技術員 (内業) [55%]	0.7	人			R5470
*** 単位当たり ***	1	箇所			

00000000000

南 相 馬 市

金抜き

令和 8 年 度

南相馬市水道事業 河川占用申請書類作成業務委託

特 記 仕 様 書

令和 8 年 6 月

南 相 馬 市 建 設 部 水 道 課

南相馬市水道事業 河川占用申請書類作成業務委託 特記仕様書

第1章 総 則

(適用範囲)

第1-1条

本仕様書は、南相馬市（以下、「甲」という。）が発注する「令和8年度 南相馬市水道事業 河川占用申請書類作成業務委託」（以下、「業務」という。）に適用する。

第1-2条

本業務についての規定は、各共通仕様書に定めるもののほか、この仕様書に基づいて行うものである。

(目 的)

第2条

近年の水管橋崩落事故を契機として水管橋点検の重要性が全国的に見直されるなか、南相馬市水道事業（以下、「本事業」という。）としても安心安全な水道を安定的に供給するため、令和4年度に『水管橋調査・更新計画業務委託』を発注したところであります。

その計画を踏襲し補完作業として河川占用申請を行うために必要となる申請書類の作成を目的とする。

(業務の対象範囲)

第3条

業務の対象とする範囲は契約後、監督員と協議すること。

(履行期間)

第4条

本業務の委託期間は、以下のとおりとする。

自 契約締結の日から

至 令和 9年 2月 26日

(監督員)

第5-1条

甲は、本業務委託における監督員を定め、受託者（以下、「乙」という。）に通知する。

第5-2条

監督員は、設計図書に定められた範囲において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。

(管理技術者)

第6-1条

乙は、本業務委託における管理技術者を定め、甲に通知しなければならない。

第6-2条

管理技術者は、契約図書等に基づき、業務に関する技術上の管理を行わなければならない。

第6-3条

管理技術者は、業務の履行にあたり技術士（上下水道部門－上水道及び工業用水道）、または一般社団法人建設コンサルタント協会が認定するRC CM（上水道及び工業用水道部門）の資格保有者で、かつ河川占用申請設計業務経験を有するものでなければならない。

第6-4条

管理技術者は、監督員と十分協議の上、相互に協力し業務を行わなければならない。

第6-5条

管理技術者は、照査結果の確認を行わなければならない。

（照査技術者）

第7-1条

乙は、本業務委託における照査技術者を定め、甲に通知しなければならない。

第7-2条

照査技術者は、業務の履行にあたり技術士（上下水道部門－上水道及び工業用水道）の資格保有者とする。また、管理技術者の職を兼ねることはできないものとする。

第7-3条

照査技術者は、照査計画を業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。

第7-4条

照査技術者は、契約図書等に定める事項および監督員が指示する業務の節目毎にその成果の確認を行うと共に、自身による照査を行わなければならない。

第7-5条

照査技術者は、業務完了に伴って照査結果を照査報告書に取り纏め、署名捺印のうえ、管理技術者に差し出すものとする。

（打合せ、協議および会議等）

第8-1条

本業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と監督員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度乙が打合せ簿（任意様式）に記録し、相互に確認をすることとする。

第8-2条

本業務着手時等に指定する業務の区切りにおいて、甲と乙は打合せを行うものとし、乙はその結果について記録し、相互に確認しなければならない。

第8-3条

乙は、本業務の関連会議等への出席および必要資料の作成等について協力しなければならない。

（疑義等）

第9条

仕様書、本特記仕様書、設計図書等に明記のない事項および不明な事項は、監督員と協議し、その指示に従うものとする。

（資料の貸与および返却）

第10-1条

監督員は、設計図書に定める図書およびその他関係資料等を、乙に貸与するものとする。

第10-2条

乙は、貸与された図書および関係資料等の使用後は直ちに監督員に返却しなければならない。

第10-3条

乙は、貸与された図書および関係資料を丁寧に扱い、紛失または損傷してはならない。万一、紛失または損傷した場合は、乙の責任において速やかに修復しなければならない。

第10-4条

乙は、貸与資料で守秘義務が求められるものについては、監督員の承諾なしに複写をしてはならない。

【貸与予定資料】

- (1) 既占用申請書類
- (2) 水管橋調査・更新計画業務委託成果品（令和4年度）
- (3) 管路マッピングデータ
- (4) 施設状況の把握に必要な資料（竣工図、点検調査結果、道路橋定期点検資料等）
- (5) その他監督員が必要と認める資料

（適用図書）

第11-1条

設計に必要な図書（各種仕様書、基準書、参考図書、文献等）については、乙の負担において備えるものとする。

第11-2条

適用図書は最新版を用いるが、設計作業中に改訂された場合は、監督員と協議するものとする。

（守秘義務）

第12条

乙は、業務上で知り得た事項を第三者に漏らしてはいけない。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りではない。

（完成検査等）

第13条

乙は、業務完了時に甲の完成検査を受けなければならない。

（成果物の帰属）

第14-1条

成果物は、全て甲の所有とし、承諾を得ず第三者に公表、貸与、使用等してはならない。受注者は、本業務着手前に個人情報保護に関してプライバシーマークの認証の写しを提出しなければならない。

第14-2条

成果物に不備がある場合は、引渡し後であっても乙の責任で速やかに訂正しなければならない。

（参考図書）

第15条

乙は、業務の実施に当たって関連する関係法規および条例等を遵守しなければならない。

- (1) 水道法

- (2) 水道法施行令
- (3) 水道施設設計指針 (社) 日本水道協会
- (4) 水道維持管理指針 (社) 日本水道協会
- (5) 水道施設更新指針 (社) 日本水道協会
- (6) 水道施設維持管理等業務委託積算要領案-管路等維持管理業務編 (社) 日本水道協会
- (7) 露出鋼管（水管橋等）の腐食防止方法と延命措置に関する共同研究 報告書
(社) 日本水道協会・日本水道鋼管協会
- (8) 水管橋設計基準 WSP007-99 日本水道鋼管協会
- (9) 水管橋設計基準（耐震設計編） WSP064-2007 日本水道鋼管協会
- (10) 鋼管路の更新診断マニュアル（診断から劣化調査・補修まで）WSP081-2020
日本水道鋼管協会
- (11) 水道施設の点検を含む維持・修繕の実施に関するガイドライン 厚生労働省
- (12) その他監督員が必要と認める規則・規定・基準等

（契約提出書類）

第 16 条

乙は、本業務の着手および完了にあたって、甲の契約約款に定める書類を遅滞無く、監督員を通じて甲に提出しなければならない。

着手時

- (1) 着 手 届
- (2) 工 程 表
- (3) 管理及び照査技術者届及び経歴書
- (4) 調査技術者届及び経歴書
- (5) その他必要書類

完了時

- (1) 完 了 届
- (2) 納 品 書
- (3) 請 求 書
- (4) その他必要書類

（関係官公庁その他への手続き等）

第 17-1 条

乙は、本業務の実施に当たっては、甲が行う関係官公庁への手続きの際に協力しなければならない。
また乙は、本業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする。

第 17-2 条

乙が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を監督員に報告し協議するものとする。

（土地への立ち入り等）

第 18-1 条

乙は、屋外で行う本業務を実施するため国有地、公有地又は私有地に立ち入る場合は、監督員及び

関係者と十分な協調を保ち本業務が円滑に進捗するように努めなければならない。なお、やむを得ない理由により現地への立ち入りが不可能となった場合には、ただちに監督員に報告し協議しなければならない。

第 18-2 条

前項の立ち入りを行う場合は、関係法令に規定する身分証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。なお、乙は、立ち入り作業完了後速やかに身分証明書を甲に返却しなければならない。

第 18-3 条

乙は、本業務実施のため、植物伐採、かき、さく等の除去又は土地もしくは工作物を一時使用するときは、あらかじめ監督員に報告するとともに、当該土地所有者及び占有者の許可を得て行うものとする。

第 18-4 条

乙は、前項の場合において生じた損失のため、必要を生じた経費の負担については、設計図書に示す他は監督員と協議により定めるものとする。

第2章 業務内容

(1) 設計協議

- 1) 初回打合せ（業務着手時）
 - ・業務内容の協議確認（要望事項・要望内容・作業方針・作業工程・検討事項・検討内容等）および貸与資料等の確認を行う。
- 2) 中間打合せ
 - ・業務の中間報告および作業中に発生する諸条件・諸問題の処理に関する協議確認を行う。（業務の区切りに必要に応じて実施）
- 3) 最終打合せ
 - ・業務の総括説明および成果品の納入、検収の立会いを行う。

(2) 河川占用申請書類作成

- 1) 現地調査
 - ・調査の対象となる水管橋または添架管について事前に資料を収集し、整理する。また、現地の交通量・支障物有無・調査に必要な仮設材を把握し、必要に応じて管理者（河川・道路等）と協議の上、現地調査を行う。
- 2) 関係機関との協議資料作成
 - ・河川占用許可申請に必要なとなる関係機関管理者との協議用の資料を作成する。
 - ・既占用書類が無い場合（紛失・無申請）は、監督員と協議のうえ、河川管理者と協議を行い、測量、橋梁復元設計等が求められた場合には別途協議とする。

(3) 測量

測量業務は、河川区域情報を得ることとし、概要は下記のとおりとする。

- ・公図等の転写（地積測量図以外の公図等の転写）
- ・公図等転写連続図作成

第3章 成果物

提出図書

成果物は報告書として1冊にまとめて、下記の部数を納品すること。

- | | | |
|-----------|------------|----|
| (1) 報告書 | 製本（A4） | 3部 |
| (2) 打合せ記録 | 一式 | |
| (3) 電子データ | 一式（報告書PDF） | |

製本の仕様は発注者との協議による。